



議案第廿七号



専決処分事項の報告について

三朝町表彰条例第三条第四号による表彰について、地方自治法
第七十九条の規定により別紙のとおり専決したので、議会の承
認を求めます。

昭和四十年十一月十九日報告



三朝町長 坂出雅己

昭和四拾年拾月九日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

専決第九号

(別紙)

専決処分書

次の者を三朝町表彰条例第三条第四号によつて表彰する。

記

功勞表彰 学校教職員勤続二十五年以上

三朝町立三朝中学校

教頭 大西隆章

右地方自治法第七十九条の規定によつて専決する。

昭和四十年十月二十八日

三朝町長 坂出雅己